

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年4月17日（水）18時00分から18時45分まで
開催場所	小金井市役所本町暫定庁舎 第2会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、幡野 博基委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 なし</p> <p>〈欠席〉 なし</p> <p>【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課相談支援係長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	令和5年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

令和6年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録

(会長)

継続審議ということで宜しくお願いします。
どこから始めれば宜しいのでしょうか。

(事務局)

前回の委員会で、市民の方から、ある事業所を利用して、トラブルといいますか事業所と利用者とでやり取りがあり、そういったところの不满について自立支援協議会で審議・指導することは可能かという要望がありました。それについて審議した結果、まず自立支援協議会として、立場上そうすることが可能かということを持ち帰っていただいて、調べていただくということになっていました。まずはその点についての見解をいただいた上で、今後どうするのか審議していただきたいと思います。

(会長)

その前に11月16日の時点でのことです。「自立支援協議会で取り上げる云々については、その法人の個別案件を取り上げるということではなく、こうした事案が発生した時に市としての仕組みを何らか整えられるのかということについて検討を始めるという意味です。また、自立支援協議会の全体会や部会ですぐに取り上げるかどうかということ自体は会長・副会長・部会長・市の担当課による検討事項に含まれることであり、検討すべき協議会の課題も多々ありますので、直ぐに議題に挙げるかどうかはお約束できません。」というのを私から彼女に伝えたところでもあります。

(事務局)

まずこういったことについて対応できるのか、できないのか、するべきなのかというところも含めて何らか一定整理をしたいと考えております。

(会長)

ということで、色々持ち帰って頂いたということなので、サジェスチョンいただければと思います。

(委員)

私も確認をしながら話をしたいと思っていますのですが、まず、この協議会の位置づけの確認で、障害者総合支援法第八十九条の三で、協議会という条文があるのですが、これに基づいて設置されたものだ。また、小金井市地域自立支援協議会設置要綱の第2条で協議会の運営主体は小金井市とするという規定があり、「ただし、市長は、適当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる」ということになっているのですが、現状の確認ですが、今は、運営は市がやっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

障害者地域自立生活支援センターが実施しています。

(委員)

運営主体は委託になっていると。市からの委託を受けた機関が運営しているという組織になると思いますが、要綱の第3条に協議事項という条文があって、恐らく解釈としては第7号の「その他必要と認められること」という協議事項に含まれるかどうかという話だと思います。個別ケースで事業所に対して市の所管を飛び越えて指導するかどうかということは、やるべきではないのではないかとこの意見を持っています。何故かという、そういう指導をするのであれば、やはり一定の基準が無いと、何に違反するから改善してほしいとか、そういう基準を持っていないといけないという点の一つと、あとは前提として、事実確認をした上で情報収集してそれを取りまとめて意見を出すというステップを踏める体制が無いとかなり厳しい。この協議会は恐らくその体制が無いと思います。当事者からそれぞれ言葉として意見を聞いて、それを当てはめて、これは虐待だと判断するべきだと市の所管を飛び越えて指導すると。そのような在り方はあまり望ましくないのかなと。あまり事実確認が出来ない中で中途半端な意見を述べるというのは事態をこじらせるだけだと思うので、これは取り上げるべきではないのではないかと。本人の要望自体は何かあれば聞くというのは良いと思いますが、そこから「今後の小金井市の体制としてこういう体制を作るのはどうか」みたいな議論は先ほど会長が仰っていたように、そういう議論はあり得ると思いますが、個別ケースに踏み込んだり、どっちかに指導するという議論はちょっと適さないのかなというふうに思いました。

(会長)

今までの経緯があって、自立支援協議会の会長・副会長で検討するべきなのかどうなのかということで、「その他」のところに入るのかどうかということに

ついて、差別解消委員会で法的な解釈も含めて議論していただいて、今後、市の体制として作れる可能性があるかどうかとか、そういうことは協議をしても構わないけれども、今回の個別案件について自立支援協議会で取り上げるということではないというのが、この段取りを踏まえた結論だということによろしいでしょうか。

(事務局)

事務局として確認ですが、前回の協議のところ、組織法上、市ではないとすると、要するに自立支援協議会が市長の諮問機関だったり、市として動けるような機関ではないということだと、「市としての行政指導が出来るのか」というとそれは出来ないと思います」という話があり、その前提の下で「協議会として何かやるということが出来るかどうか調べて次回に回答したい」というような流れだったと思うのですが、その回答として、「協議会としてそういった体制が整っていない以上、市の担当とは別の動きとして個別の案件に関わっていくことは難しいのではないか」という整理でよろしいでしょうか。

(大丈夫です、という声有り)

ありがとうございます。

(委員)

もう一つ、私が持ち帰っていた宿題が。虐待対応にあたって、通報者に虐待判断をしているかどうかということ伝えていいのかどうかと。その対応をどう考えればいいのか整理してほしいという要望があったかと思います。検討してみましたが、まず障がい者虐待の判断をしているかどうかというところは個人情報の一環だと思うんですね。個人情報保護法との関係を意識する必要があって、「このケースは虐待判断をしている・していない」というのは障がい者ご本人、あるいはその養護者等の個人情報にあたると思います。通報者はあくまでも第三者。当事者である場合もありますが、基本的には第三者であった場合を前回は想定していたと思うので、第三者に個人情報を提供してもよいのかという問題になるかと思います。基本的には本人の同意が無いと厳しいのかなと思います。そういう意味で、例えば施設の他の従業員の方から通報があつて、施設に入所している方とそれを担当している方との間で虐待を疑われる行為があつたというような通報があつたとして、通報した従業員当事者に虐待判断をしたかどうかを教えることは基本的には出来ないだろうと思っています。対応としては、通報を受けた時点で説明することが大事だと思います。「ご連絡を頂いて有難うございます。こういう通報を頂いたので、市の方で事実確認と対

応を検討しますけれども、虐待判断をしたかどうかを第三者に教えられないことになっているので」みたいな言い方をして、「その点をご了解くださいね」という説明を最初にするというのが大事なんだろうと。多分しておかないとその後「私が通報したのに、何で教えてくれないんだ」という不満につながってしまうので。個人情報だという整理をすると、ご本人とか養護者とか施設従事者の方は本人なので伝えるのは個人情報保護との関係では問題ないのかなと思います。あとは伝える必要があるのかという話で、必要もないのに伝えるのはトラブルのもとなので、それは避けた方が良いでしょう。基本的には伝えないというスタンスが良いと思いますが、何か伝える必要が生じた場合ですね。虐待をしている人が虐待の認識が全くない場合ですか。それが虐待と伝えずにやんわりと伝えるだけだとその人は全然直してくれない場合とかだと、やはり伝える必要があるかと。それも本人だったら個人情報保護法上の問題も無いということで、伝えて改善を求めるという指導もあり得ると。主旨としては、まあそんなところかなというのが回答となります。以上です。

(事務局)

虐待していると疑われていた本人に対し、改善が見られないからということで「これは虐待にあたるよ」ということで指導するというお話かなと思ったのですが、今まで我々が対応しているケースですと、大体、施設長に対し、こういう行為があったので指導するというような形で対応しているんですけど、そうすると、施設長に対して言うこともその従業員の個人情報に触れる形になっちゃうのでしょうか。

(委員)

従業員の方の個人情報だというふうに捉えると、それを施設長に伝えるのは、一応、第三者提供にあたると思います、形式上は。

(事務局)

ある事業所の職員が利用者さんに対して虐待をしていた、あるいはその可能性が非常に高いという中で、それを施設長に伝えた上で、それを止めさせる、あるいは一定、白黒ハッキリするまでその職員に従事させないというような措置を取らないと危険な状況があったという時に、それを伝えて勤務させないようにしてもらおうような場合、そういったことというのは、利用者さんの安全確保の対応として、やむを得ずそういう対応が必要な場合に、それも従事者の個人情報を漏らしてしまうことにあたってしまうのかどうか。

(委員)

その人について虐待判断をするというのは、その従事者の個人情報にあたるという整理をすると、第三者提供にあたると思うんです。あとはその、本人の同意なく提供していい場合に当たるかどうか。例外的に本人の同意なく提供していいかどうかという話にあたると思うんですね。

(事務局)

人の生命なり財産なりを守るために必要やむを得ないというような事情にあたるかどうかというような。

(委員)

本人の生命・身体に現に害が生じようとしている時に理事長に提供するのは、むしろ必要なんだと思うんです。個人情報保護法上は第三者提供が定められているので、その中にはあたるようには思うんですけれども、そういう整理のかなと思います。

(事務局)

もう一点だけちょっと確認させていただきたいのが、「法人情報は個人情報保護法とは関係ない」というお話で、個人情報保護法の「個人」というのが「生存する個人」だということは私も理解していますが、法改正がされる前は、市の方で定めた個人情報保護条例に基づいていた時には、小金井市の条例ですと亡くなった方も含めて、その方の情報は個人情報に入れていて、更に情報公開条例では法人の情報というのも対象にしてたんですね。なので、ご相談した時にあったような、その法人が虐待したのか、していないのかというような情報公開請求があった時に、その法人にとって不利益な情報という判断でそれを拒んでいたことがあったんですけれども、個人情報保護法に基づいて対応するよということだと、法人情報という判断で拒否するのは出来ないという形になるということですかね。

(委員)

個人情報保護法第七十八条という条文があつて、開示請求があつた時にそれを拒める場合というのを定めている条文なんですけれども、不開示情報というのにあつれば開示請求があつても拒めるということになっています。で、「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に

関する情報であって、次に掲げるもの。」というものにあたると、開示を拒むということが出来るということになっています。なので、「法人情報だから」ということで拒める場合は一応あるという整理にはなると思います。条文を申し上げます。個人情報保護法第七十八条という条文があって、「行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」というこれが第七十八条の規定です。で、次の各号に掲げる情報ということで、不開示情報を規定しているんですけども、この中で例えばですね、第二号を読むと、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。」この条文にも例外はあるんですけども、個人情報に法人情報は含まれない。法人情報は開示請求者以外の個人に関する情報にはあたらないで、この条文を根拠に開示を拒むことは出来ない。ただし、第三号という条文があって、「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」というような条文があるので、こちらにあたるということで拒むことは考えられる。法人に関する情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。もう一つ、「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」この二ついずれかにあたれば、開示をしないことが出来る。

(事務局)

開示請求というのは「自分に関する個人情報を出すように」という請求で、例えば通報者が「虐待についての」というのは第三者的に請求するときは情報公開請求なのかなっていうふうに思っていたんですけど、第三者的に情報を求めるのも開示請求というふうに含まれるということでしょうか。

(委員)

第三者でも開示請求は可能だと思います。

(事務局)

開示請求権というのが第七十六条で「自己を本人とする保有個人情報の開示」

というところの解釈を、私としては「自分自身に関する情報を開示できる」というふうに理解していたんですけれども、通報者というのもこれに含まれる。第七十六条第一項です。

(委員)

通報者も自己を本人とする保有個人情報の開示だということで記録の開示請求をしてくることはあり得ると思います。これは開示請求自体がその人に認められていないということではないと思います。その開示請求があったときに、そもそもあなたを本人とする保有個人情報にあたらぬというきり方は、その人が関わっているケースなんかだと、ちょっと言いにくいと思うんですね。ただ開示請求を受けて開示はするけれども、不開示情報が多いんだと思うんです。いっぱい黒塗りがあるような。

(事務局)

それを整理するとその、通報した人も関わっているので、その人に関わる情報ではあるんだけど、その虐待の事実とかっていうことは、虐待をした人間の不利益になる情報だからその部分は出せないよというような、そういう整理ですかね。情報を広い意味で全体としては出すけれども、その中でその虐待に係る部分は他の個人の情報だからそこは伏せると。そういう整理ですか。

(委員)

そうです。一つご紹介すると、私も自分が担当しているケースで虐待を受けた人の支援記録というのを個人情報開示請求で市に請求することがありました。その時に今まで取られたことがある対応は、養護者からの聞き取りの情報とかですね、あとはその他ご親族からの聞き取りの内容のところは全部黒塗りにされたけれども、開示請求者本人に関する聞き取りの状況とか、いつどんなことがあったとか、本人からこんな訴えがあったとかみたいなどの記録は全部開示してもらえたと。あとはその、虐待判断がされているか、いつ付で判断しているかという記録を出してもらったことがあります。

(会長)

この件はよろしいでしょうか。そうしましたら、継続審議二件、以上ということで終わりたいと思いますが、その他何かございますか。それでは終わりたいと思います。ありがとうございました。